

毎月勤労統計調査について

令和2年1月24日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

平成16年から平成23年までの遡及推計について

1 遡及推計（実数）の流れ（概要）（1）

推計作業の概要は以下のとおり。

ただし、推計作業を進めつつ、推計結果の検証を行い、推計方法等の見直しを適宜行う。

赤字は今後作業を進める上での検討課題。

I 実数集計

(1) 平成16年新1月分調査（平成13年事業所・企業統計調査によるベンチマーク更新）

a 平成16年新1月分の従来の公表値ベースの平成14年改定の産業分類による集計結果の前月末労働者数から平成16年新1月分母集団労働者数を作成。

b 平成16年新1月分の実数集計を実施。

※平成16年1月分から12月分の調査票情報に付与されている産業分類が平成5年改訂のものだけであることが判明。

※平成14年改訂の産業分類に付け替えを実施。（参考資料1）

c 平成16年新1月分調査票情報を用いて毎月勤労統計データによる補正のための補正数を算定。

d 従来の公表値ベースの集計値（平成16年新1月分本月末労働者数と平成16年2月分前月末労働者数）を用いて雇用保険データによる補正のための補正率を算定。

e bの平成16年新1月分の集計結果の本月末労働者数に対して、dの雇用保険データによる補正及びcの毎月勤労統計データによる補正を実施して、平成16年2月分の母集団労働者数を作成。

以下、平成21年旧1月分までb～eと同様な方法により集計を実施。

※雇用保険データによる補正率の推計に必要なデータに秘匿措置が施されているために推計が困難となっている一部の産業に係る母集団労働者数（平成19年1月分から7月分）の取り扱い。（参考資料2）

2 遡及推計（実数）の流れ（概要）（2）

(2) 平成21年新1月分調査（平成18年事業所・企業統計調査によるベンチマーク更新）

- a 新たに算定されるギャップ率を用いて、平成18年事業所・企業統計調査及び従来の平成21年新1月分の従来の公表値等から平成21年新1月分の母集団労働者数を作成。

※従来の集計に用いている平成21年新1月分の母集団労働者数は平成18年事業所・企業統計調査の集計結果と平成18年10月分の前月末労働者数を用いてギャップ率を算定し、作成している。

平成21年新1月分の母集団労働者数を作成する際に、これまで用いてきた雇用保険データによる補正率の推計方法が適用できないことから、平成21年新1月分の母集団労働者数算定する方法を修正する。（参考資料3）

- b (1) の b～eと同様に平成21年新1月分から平成21年12月分までの実数推計を実施。

(3) 平成22年1月分調査（平成19年改訂の産業分類へ表章の変更）

- a 平成21年12月分の本月末労働者数に対して平成19年改訂の産業分類に組換え後、雇用保険データによる補正と毎月勤労統計データによる補正を行い平成22年1月分母集団労働者数を作成。

※平成22年1月分母集団労働者数を作成する際に、これまで用いてきた雇用保険データによる補正率の推計方法が適用できないため、平成22年1月分の母集団労働者数算定する方法を検討することが必要。（次回以降検討予定）

- b (1) の b～eと同様に平成22年1月分から平成24年旧1月分までの実数集計を実施。

参考資料 1

調査票情報の平成14年改訂の産業分類の付け替えについて

○毎月勤労統計調査の全国調査の集計産業は、112産業（積み上げ産業及び積み上げ産業を構成する単位集計産業（以下「積み上げ等産業」という。）が59産業、調査産業計に影響しない単位集計産業が53産業）から構成される。

（前回までの作業）

○平成16年1月分から平成16年12月分までは平成5年改訂の産業分類が付与された調査票情報のみが残っているが、平成14年改訂の産業分類で集計を行うため、平成17年1月分以降の調査票情報や産業分類の新旧対照表などを使って調査票情報について平成14年改訂の産業分類を格付けを行った。

平成16年1月分から平成16年12月分までの平成14年改訂の産業分類による従来の集計方法による実数集計の試算値と従来の公表値との比較を行い、産業の格付けを変更することで乖離が0となる場合については調査票情報の産業分類の付け替えを行った。

平成16年1月分について産業大分類できまって支給する給与の差をみると、平成16年1月分で付け替え前は最大0.2%程度の差があったが、付け替え後は最大0.02%程度に縮小した。

積み上げ等産業のうち指数作成産業でみると付け替え前は最大0.7%程度の差があったが、付け替え後は最大0.1%程度まで縮小した。

（作業の現状）

○現在までに、積み上げ等産業を優先して付け替え産業の精査を行ってきたところ。

○平成16年1月分について積み上げ等産業（59産業）でみると、47産業で従来の公表値と一致し、残りの12産業では従来の公表値との差は最大0.1%程度となっている。

○平成16年1月分について調査産業計に影響しない産業（53産業）でみると、44産業で従来の公表値と一致し、残りの9産業では従来の公表値との差は最大3.4%程度となっている。今後、引き続き精査を実施する。

※平成16年1月分から平成16年12月分については、平成5年改訂の産業分類による従来の公表値（東京都の500人以上を復元していないもの）と平成14年改訂の産業分類による従来の公表値（参考値）が存在するため、従来の集計方法による試算値と従来の集計結果との比較を行うことで、産業の格付けの検証を行っている。

参考資料 2

雇用保険データによる補正の推計に必要なデータについて秘匿措置が施されているために推計が困難となっている一部の産業に係る母集団労働者数（平成19年1月分から7月分）の取り扱い

- ・ 遡及推計を行うに当たり、雇用保険データによる補正率については、従来の公表値の前月末労働者数及び本月末労働者数を用いて逆算して算定している（次項参照）。
- ・ 平成19年1月分から平成19年6月分までの結果表については、秘匿措置が施されているもののみ存在が確認されており、「J49各種商品卸売業」（1,000人以上、500～999人、100～499人及び30～99人）及び「P79協同組合（他に分類されないもの）」（1,000人以上及び500～999人）については、従来の公表値の前月末労働者数及び本月末労働者数が得られない。
なお、「J49各種商品卸売業」及び「P79協同組合（他に分類されないもの）」は調査産業計に影響しない単位集計産業である。
- ・ 平成19年1月分から平成19年6月分の秘匿措置がなされていない規模計の労働者数と平成18年12月分の規模別の労働者数の比率を用いて、平成19年1月分から平成19年6月分までそれぞれの従来の公表値の前月末労働者数及び本月末労働者数の推計を行うこととする。
- ・ 平成19年1月から平成19年7月分の「J49各種商品卸売業」及び「P79協同組合（他に分類されないもの）」の集計に用いる母集団労働者数については上記の取り扱いの結果得られた前月末労働者数及び本月末労働者数を用いて雇用保険データの補正の推計を行った上で算定する。

平成22年以前の雇用保険データによる補正率について（逆算のイメージ図）

通常集計時

逆算時

本月末推計労働者数

$$E_{1i}^j(t)$$

以下の計算式で $\Delta x_i^j(t)$ を推計後、
tを1増加させて推計を繰り返す

雇用保険データによる補正

$$\times (1 + \Delta x_i^j(t))$$

$$\Delta \hat{x}_i^j(t) = \frac{E_{0i}^j(t+1) - E_{1i}^j(t) - \Delta y_i^j(t)}{E_{1i}^j(t)}$$

雇用保険データによる補正後

毎月勤労統計データによる補正

$$+ \Delta y_i^j(t)$$

翌月調査の母集団労働者数
(前月末推計労働者数)

$$E_{0i}^j(t+1)$$

t : 調査月
i : 産業
j : 事業所規模

毎月勤労統計調査による
推計（tを1増加）

参考資料 3

平成21年新1月分の母集団労働者数の算定方法について

- (1) 平成21年新1月分の母集団労働者数は、①平成18年事業所・企業統計調査の常用雇用者数と毎月勤労統計調査の平成18年10月分の前月末推計労働者数との比率（ギャップ率）算定し、これを②平成20年12月末本月末推計労働者数に乗じた後、③雇用保険データによる補正を行ったものとしている。
- (2) 雇用保険データによる補正については、ベンチマーク更新を行っているため、これまで用いてきた雇用保険データによる補正率の逆算による推計を適用できないが、ベンチマーク更新後の本月末労働者数を用いることで、雇用保険データによる補正率の推計を行う。

L ：平成18年事業所・企業統計調査の常用雇用者数

a ：平成18年10月分前月末労働者数（従来の公表値）、 \bar{a} ：平成18年10月分前月末労働者数（再推計値）、

b ：平成20年12月分本月末労働者数（従来の公表値）、 \bar{b} ：平成20年12月分本月末労働者数（再推計値）、

c ：平成20年12月分ベンチマーク更新後の本月末労働者数（従来の公表値）、 \bar{c} ：平成20年12月分ベンチマーク更新後の本月末労働者数（再推計値）、

d ：平成21年1月分の従来の母集団労働者数＝平成21年1月分前月末労働者数（従来の公表値）、

\bar{d} ：平成21年1月分の再推計値の母集団労働者数＝平成21年1月分前月末労働者数（再推計値）、

G ：従来の公表値のギャップ率、 \bar{G} ：再推計値のギャップ率

とすれば、

①ギャップ率は平成18年事業所・企業統計調査の常用雇用者数と毎月勤労統計調査の平成18年10月分の前月末労働者数との比率して求めることから

$$G = \frac{L}{a} \quad \bar{G} = \frac{L}{\bar{a}}$$

②ベンチマーク更新後の平成20年12月分本月末労働者数は

$$c = b \times G \quad \bar{c} = \bar{b} \times \bar{G}$$

③雇用保険データ等による補正については、

Δx ：雇用保険データによる補正率、 Δy ：毎月勤労統計データによる補正数
とすると、平成21年1月分の母集団労働者数は

$$d = c \times (1 + \Delta x) + \Delta y \quad \bar{d} = \bar{c} \times (1 + \Delta x) + \Delta y$$

平成18年事業所・企業統計調査と平成21年1月分母集団労働者数のイメージ図

